

## 令和3年度しらたか若者移住定住支援交付金事業実施要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、移住・定住の促進を図るため、町外から転入する若者世帯に対し支援するもの。

(支援の対象)

第2条 支援の対象は、次の号の全てを満たす世帯（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 申請時に夫婦のどちらか一方が45歳未満の夫婦又は45歳未満の者と子が15歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者が1人以上(出産予定も含む)いる世帯。
- (2) 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に町外から転入した者で、本交付金申請時に白鷹町に住所を有する者。ただし、本町から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。
- (3) 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯。
- (4) 世帯主が進学による異動でない世帯。
- (5) 5年以上定住の意思のある世帯。

(支援の内容)

第3条 町長は、支援の対象となる世帯に対し、1世帯あたり100,000円を交付するものとする。

2 同時に転入する世帯員の中で、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者が1人以上(出産予定も含む)いる世帯に対し、2人までは100,000円とし、さらに1人増すごとに50,000円を子育て世帯加算金として加えて交付するものとする。

3 交付金の交付は、転入1世帯に対して1回限りとする。

(交付申請)

第4条 第2条に定める支援対象者は、前条による支援を受けようとするときは、しらたか若者移住定住支援交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本又は戸籍謄本
- (2) 戸籍の附票の写し（前住所地の住定年月日がわかるもの）
- (3) 出産予定の者は、母子手帳の写し

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、交付を決定したときは、しらたか若者移住定住支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、口座振込の方法により交付金を交付する。

(交付金の返還)

第6条 町長は、交付金を受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付金の全

部もしくは一部の返還を命ずることができる。ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認められた場合はこの限りではない。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 指示事項に違反したとき。

(3) 第2条第1項第5号に違反して申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に本町を転出した場合は交付した金額の半額の返還を請求するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。